

子育てに関する各種手当をご存じですか

児童手当

対象 中学校卒業前までの子ども（15歳到達後、最初の3月31日を迎えるまで）を養育している方

手当月額 3歳未満…15,000円、3歳から小学校卒業前までの第1子・第2子…10,000円、3歳から小学校卒業前までの第3子以降…15,000円、中学生…10,000円

※児童手当でいう第1子・第2子・第3子は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で何番目に当たるかを表したものです。

※所得が一定額以上の場合、子ども一人につき5,000円。

児童扶養手当

対象 父母の離婚などにより、父または母と生計を同一にしていない子ども（18歳到達後、最初の3月31日を迎えるまで）を養育しているひとり親家庭の方など

※政令で定める障がいのある子どもは20歳に達するまで。

手当月額 43,160円

※第2子は10,190円、第3子以降は6,110円を加算。

※所得制限があります。

特別児童扶養手当

対象 政令で定める障がいのある20歳未満の子どもを養育している方

手当月額 1級（重度）…52,500円、2級（中度）…34,970円

※所得制限があります。

災害遺児手当

対象 自然災害や交通事故などにより、父や母を亡くしている、または父や母が重度の障がい状態にある小・中学生を養育している方

手当月額 10,000円

児童手当・特例給付の『現況届』を忘れずに

児童手当などを受給されている方は、毎年『現況届』を提出する必要があります。該当する方には5月末に書類を送付していますので必ず期間内に提出してください。

※郵送での提出にご協力ください。

※提出されない場合、6月分以降の手当が支給停止となりますので、ご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、驚別公民館などでの出張受付は行いません。

▶**受付期間** 6月1日(月)～30日(火)

※郵送の場合については、6月30日(火)必着。

▶**受付場所** こども家庭グループ（〒059-8701中央町6丁目11・市役所1階7番窓口）

臨時特別給付金を支給します

『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策』として、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり10,000円を支給します。詳しくは、2ページをご覧ください。

問い合わせ こども家庭グループ (☎841223)

あそびの広場1歳児グループ
～中央子育て支援センター～

日時 7月2日(木)から8月6日(木)までの毎週木曜日10時～12時(7月23日を除く。全5回)

場所 中央子育て支援センター1

対象 1歳6カ月から2歳5カ月までの子どもとその保護者

内容 手遊びや運動遊び、絵本の読み聞かせ、製作など

定員 5組(申し込み順)

申し込み 6月8日(月)から12日(金)までに中央子育て支援センター(☎843715)

お楽しみ会

～中央子育て支援センター～

日時 7月3日(金)10時～12時、14時～16時

場所 中央子育て支援センター1

対象 小学校入学前の子どもとその保護者

内容 七夕飾り製作

持ち物 飲み物(お茶または水)、着替えなど

※当日、直接会場にお越しください。

問い合わせ 中央子育て支援センター(☎843715)

「申し込み」「問い合わせ」中の「G」は「グループ」の略です



第一滝本館
TAKIMOTOKAN
HOKKAIDO
☎0120-940-489



無料体験実施中!
ジュニア水泳・
ベビー・選手・大人水泳
ヨガ・アクアスティックマジック
※詳しくはお気軽にお問い合わせ下さい。
日本水泳連盟最優秀校
JSS登別スイミングスクール
登別市若草町1丁目4-6 TEL(0143)86-6800